

令和7年1月27日
(2025年)

伊丹市長 中田慎也様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山下淳

答申

令和7年(2025年)2月25日付け伊総法管第227号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

令和6年(2024年)11月6日付け公文書公開請求があり、令和6年(2024年)11月20日付け公文書部分公開決定(伊政施第103号)を行った「サウンディング調査に係る資料」に関する公文書部分公開決定処分に対する審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮詢番号：令和6年度諮詢第2号
答申番号：令和7年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

伊丹市長（以下「処分庁」という。）が、令和6年11月20日付け伊政施第103号により行った公文書部分公開決定処分については、これを取消し、処分をやり直すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求の内容

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年11月6日付で、「2022年度、2023年度、2024年度に実施したサウンディング調査に係る資料、結果も含めて一式」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、本件請求に対し、①「(2023年度実施分) 伊丹市荒牧バラ公園及びみどりのプラザ一体利活用に関するサウンディング型市場調査」及び②「(2024年度実施分) 伊丹市立演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査」に係る公文書（以下「対象文書」という。）を特定し、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」及び第2号に規定する「法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」（以下「法人等情報」という。）に該当するという理由で、令和6年11月20日付け公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年12月20日に本件処分を不服として、対象文書のうち②に係るエントリーシートに記載の法人名等の法人に関する情報、「サウンディング調査結果報告・ホームページ公開決裁」（以下「調査結果の報告のための決裁文書」という。）に記載の参加事業者名及び意見等の一部、「A社提案書」・「B社提案書」・「C社提案書」（以下「提案書」という。）に記載の法人名等の法人に関する情報及び提案内容の公開を求める審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 処分庁は、エントリーシート、調査結果の報告のための決裁文書、提案書を部分公

開とした理由として、条例第7条第2号に規定する法人等情報であると主張するが、当該文書については、ほとんどの部分が非公開であるため、同号に該当するか判断できず、不明である。

- (2) よって、本件処分のうちエントリーシート、調査結果の報告のための決裁文書、提案書に関する部分公開決定の取り消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、処分庁の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 弁明書における処分庁の主張要旨

ア サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うものである。

イ 伊丹市立演劇ホール（以下「演劇ホール」という。）を活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査（以下「本件調査」という。）の実施にあたり、提案内容全ての公開を条件とすると、ノウハウ等の流出が懸念され、民間事業者の参画が見込めないことから、結果概要の公表時には事前に参加事業者へ公表内容を確認することや参加事業者の名称や不利益となる情報は公開しないことを条件とした。

ウ エントリーシートにおいて法人等情報として非公開としているのは、法人名（法人ホームページ）、所在地、（グループの場合）構成法人名、担当者の所属企業、部署名、メールアドレス、電話番号であり、これらを公開すると本件調査に参加している事業者が特定され、当該事業者が関心を持っている事業分野やエリア等を公開することとなる。

エ 調査結果の報告のための決裁文書において法人等情報として非公開としているのは、決裁に添付している「ヒアリング内容一覧」に記載の参加事業者名、本件調査における事業者意見の一部であり、これらを公開すると、当該事業者のノウハウや考え方を公開することとなる。

オ 提案書において法人等情報として非公開としているのは、法人名等の法人に係る情報及び提案内容であり、提案内容は各事業者のノウハウの集積であり、知的財産保護の観点から非公開とすべきであるとして、本件調査の結果概要の公表時に各事業者に公開可能な範囲を確認していることから、本件処分においても同範囲以外の部分を非公開とした。

カ 以上のことから、本件処分については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当することから、条例第7条第2号に基づく部分公開決定に当たると解すべきである。

(2) 口頭説明における処分庁の主張要旨

ア 本件調査は令和7年度末をもって事業を終了する演劇ホールの建物利活用策の検討のため、活用の可能性について民間事業者に提案を募ることを目的として、令

和6年8月から10月にかけて実施したものである。その結果、A社からは貸ドローン操縦所・プログラミング教室を主とした学習支援業としての提案、B社からは医療テナントを主とした医療ビル型クリニックモールとしての提案、C社及びD社からはカフェ事業・地域交流スペースを主とした飲食店舗の設置と、計4事業者からの提案があった。今後は、本件調査の結果を参考に演劇ホールの事業廃止後の建物を活用する事業者を公募し、プロポーザル方式で選定する予定である。

イ 本件調査は、国土交通省作成の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」(以下「手引き」という。)に基づいて実施した。手引きによると、サウンディング型市場調査とは、「事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法」と定義されている。

ウ さらに、手引きには、サウンディング型市場調査における提案資料の公開に関して、「民間事業者の提案内容をそのまま公表した場合、提案者の事業計画や事業手法等が流出してしまい、民間事業者の参加意欲を低減させる可能性がある」、「民間事業者の名称を公表した場合、事業に対する当該事業者の関心を公表することになることから、場合によっては、他の事業者の関心低下につながるなど、その後の事業化手続きにおける競争性を阻害する要因となる懸念がある」、「このため、民間事業者からの提案内容や独自のノウハウに関しては、知的財産の観点等から情報の保護を行う必要がある。具体的には、結果の公開に際して提案者への確認を徹底する必要がある」と記されている。

エ また、結果公表における記載事項についても「民間事業者のアイデアやノウハウを知的財産保護の観点から保護するため、参加者名やノウハウに関する詳細な提案内容は非公開とされることが多く、また結果概要の公表前に各参加事業者に対して、公表の可否について確認することが一般的である」と記されている。

オ したがって、民間事業者からの提案やノウハウは、知的財産保護の観点から、情報の保護を行うべきであり、結果概要を公表する場合、提案者への確認を徹底する必要がある。

カ 同様に、情報公開請求に対する非公開情報に関しては、手引きに個別具体的な判定基準などは示されていないことから、提案者の意見を踏まえ決定していくものである。

キ サウンディングの実施にあたり、各提案者とのサウンディング当日の議事録については作成していないが、担当者が各々の事業者とのヒアリング内容のメモを取っており、それを取りまとめたものをヒアリング内容一覧（後述の「第5 審査会の判断 3(1)オ」に定義する。）として作成している。そのため、保有する公文書としては、ヒアリング内容一覧の資料のみである。

ク 各提案者とのサウンディング調査期間終了後に、提案者の中で、追加的にヒアリングを行ったことはあるが、本調査期間を終えてのヒアリングのため、請求対象文書からは除外している。

ケ 以上のことから、本件処分については、手引きに示された情報の取扱いにて行ったものであり、事業化手続きにおける競争性の確保や提案者の知的財産保護の観点等から「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当し、条例第7条第2号に基づく部分公開決定に当たると解すべきである。

第4 審査会審議等の経緯

開催日	内容
令和7年（2025年） 2月25日	諮問の受理
令和7年（2025年） 5月28日	処分庁から事情聴取、第1回審議
令和7年（2025年） 6月25日	処分庁から事情聴取、第2回審議
令和7年（2025年） 7月30日	処分庁から事情聴取、第3回審議
令和7年（2025年） 9月 2日	第4回審議
令和7年（2025年） 10月 2日	第5回審議

第5 審査会の判断

1 本件請求について

- (1) 本件で請求された公文書は、「2022年度、2023年度、2024年度に実施したサウンディング調査に係る資料、結果も含めて一式」であり、処分庁により令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度に実施されたサウンディング型市場調査に関する資料が部分公開決定されている。なお、令和4（2022）年度にはサウンディング型調査は実施されておらず、該当する公文書は存在しない。
- (2) このうち、本件審査請求において審査請求人が争っているのは、本件調査すなわち令和6（2024）年度に実施された「演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査」に係る文書一式である。

2 本件調査について

- (1) サウンディング型市場調査とは、市有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査である（伊丹市のホームページ及び手引きより）。
- (2) 演劇ホールについては、築37年を経過し老朽化が進むなか、そのあり方の検討が平成30（2018）年度から開始されているところである。
本件調査は、演劇ホールに関し、現用途にとらわれず、駅前立地や地域特性、ホール空間など施設の特徴を活かした活用方法について、市場性や適切な条件等を把握し、民間事業者との対話を通じて、今後の効果的な事業実施につながる可能性の調査を目的に、令和6年8月から10月にかけて行われたものである。
- (3) 本件調査は、以下の手順で実施されている。
①サウンディングの実施の公表(実施要領の作成・公表)→②事業者による現地見学会の開催→③対話の申し込みと受付(エントリーシートの提出受付)→④提案書等の

資料の提出→⑤サウンディング(民間事業者との個別対話)の実施→⑥対話結果の作成と結果の公表

本件調査は、手引き等を踏まえ、実施要領に基づいて適切に実施されたものであることが認められる。

3 対象となる公文書の特定について

(1) 上記2(3)の手続の各段階で以下の文書が作成されている。すなわち、

ア 本件調査の実施にあたっては、実施のための決裁文書（「伊丹市立演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査の実施について（伊政施第55号）」）が作成されている。実施時決裁文書は、条例第7条第1号該当を理由とする部分公開がなされているが、審査請求人は争っていないため、以下では取り扱わない。

イ サウンディングの実施の公表の段階では、実施要領の作成・公表がなされている。実施要領は、伊丹市のホームページ等を通じて広く一般に公表されている。

ウ 対話の申し込みと受付の段階では、参加申し込みのあった4事業者から「<演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査>エントリーシート」が提出されている。

エ サウンディングの実施にあたっては、3事業者から提案書（パワーポイントのスライドを印刷したもの）が提出されている。

オ 本件調査の結果の報告と結果の公表にあたっては、調査結果の報告のための決裁文書（「演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査の結果について（伊政施第92号）」）が作成されている。

そこには、①決裁鑑とともに、②本件調査を実施した結果を概要として公表する予定の文書（「演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査の結果概要について」）、③演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査ヒアリング内容一覧、及び④決裁案作成時点での本件調査に係る市のホームページの該当部分をプリントアウトしたものが添付されている。

サウンディングの実施の際に、会議録等は作成されていないが、市の担当職員によりヒアリング内容が取りまとめられ、その後ブラッシュアップされて、「演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査ヒアリング内容一覧」としてまとめられている。

これは、処分庁の説明によれば、市役所内の関連部局で共有することを目的に、整理・作成した内部資料であるとされる。

「結果概要について」（文書②）は、決裁後、伊丹市のホームページで一般に公表されているところであり、また、文書①及び④についても、本件処分では全部公開されている。

(2) 以上のことから、処分庁はエントリーシート、調査結果の報告のための決裁文書、提案書を本件請求の対象文書であると特定した。

(3) しかし、本審査会の審査の過程において、上記以外の文書が存在することが明らかになった。

ア 追加対話にかかる文書

- (ア) 本件処分の時点より前になる令和6年10月29日に市が参加事業者のうち1事業者と追加対話をを行っていることが判明した。
- (イ) 処分庁の説明によれば、本件調査としては令和6年10月21日の結果概要の公表でもって終了しており、令和6年10月29日の対話は今後の調査のためのものであり、したがって、本件請求の対象には含めなかったと主張する。追加対話では、議事録が作成されることではなく、事業者から図面が提出されたという。
- (ウ) しかし、「実施要領」によれば、「追加対話へのご協力」との見出しで「本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）等を実施させていただくこと」がある旨、明記されているところである。

そのため、本審査会は、実施要領に沿った本件調査の案件処理の範囲内であるとみるべきであり、請求対象文書に含めるべきであると考える。

イ 事業者とやりとりしたメール

- (ア) 処分庁の説明によれば、本件調査においては、「実施要領」のなかで電子メールでの手続を案内し、また、提出されるエントリーシートにおいて、連絡先としてメールアドレスの記載を求めていた。そして実際に、現地見学の申し込み、参加の申し込み、現地調査やサウンディングの実施の日時・場所等の連絡・調整、公表する結果概要の内容の確認、追加の質問依頼など、参加事業者とのやりとりは電子メールあるいは電話で行われていたという。
- (イ) 審査の過程のなかで、処分庁において参加事業者とやりとりしたメール及びその添付文書が保存されていることが明らかになり、本審査会からの要請に基づき提出された。

メールの添付文書のなかには、エントリーシートの提出や、結果の公表にあたって市が作成し照会した参加事業者ごとの概要案とそれに対する各事業者からの回答も含まれている。

- (ウ) 条例第2条第2号は、情報公開請求の対象となる公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

本件請求の記載及び上記(ア)(イ)の事情に鑑みれば、参加事業者とのやりとりに係る電子メールは、電磁的な形態で処分庁が保有する組織共用文書に該当し、本件請求の対象となる公文書に含まれるというべきである。

本審査会は、事業者とのやりとりに係るメールも請求対象文書に含めるべきであると考える。

(4) 小括

ア 以上のことから、本審査会は、処分庁による文書の特定は適切であるとはいえない、と考える。

そのため、①事業者とのやりとりに係るメール及びその添付文書、及び②追加対話にかかる文書は、処分庁は本件請求の対象としていないが、請求の対象とされ

るべき文書であり、したがって、処分庁は、①及び②に関わる文書について、条例に定める各非公開事由に該当するかどうかを精査したうえで、あらためて処分し直すべきである。

イ なお(3)イに関連して、以下のことを付言しておきたい。

すなわち、情報公開請求する市民は市がいかなる文書をどのように保有・管理しているかを的確に把握することができず、そのため「請求する公文書の内容」は漠としたものにならざるを得ない。したがって、市民から情報公開請求された際には、市の組織においては、請求者がいかなる情報を求めているのかについて、丁寧に応対することが求められるところである。

本審査会として、請求時の応対のあり方について、市に対して改めて検討すべきことを要請しておきたい。

4 条例第7条第2号該当性について

以下においては、本件請求の対象文書について、条例第7条第2号該当性の適否について、検討する。

(1) 本件請求の対象文書のうち、エントリーシート、ヒアリング内容一覧、提案書について、非公開とされた部分は、概ね別表1の通りである。

(2) 処分庁の主張

ア 処分庁は、概要、参加している事業者が特定されると事業者が関心を持っている事業分野やエリア等が公になる、あるいは、提案内容から事業者のノウハウや考え方方が公になることは知的財産保護の観点から参加事業者の競争上の地位その他正当な利益を害することになる、と主張する（第3の2「処分庁の主張の要旨」を参照）。

イ また、処分庁の説明によれば、本件請求に際して、各事業者に公開の有無や範囲を確認することはしていないが、結果概要公表時に各事業者に公開可能な範囲を確認しており、同範囲以外の部分を非公開とした、と主張する。

ウ さらに、情報公開請求に対する非公開情報に関しては、「手引き」に個別具体的な判定基準などは示されていないことから、民間事業者の意見を踏まえ決定していくものである、と主張する。

(3) サウンディング型市場調査における事業者情報の取り扱いについて

ア サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であり、また、事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業に対する民間事業者の理解の促進や参入意欲の向上を期待するものだとされる。

そのため、一般的に、サウンディング型市場調査においては、一方で、特定の事業者との関係性に疑念を抱かれるおそれがあり、実施にあたって公平性・透明性に留意する必要があるが、他方で、事業者の提案内容、とりわけアイデアや独自のノウハウを知的財産保護の観点から保護するため、参加事業者名やノウハウ等に關

する詳細な提案内容は非公開とする必要のあることが、指摘されている（「手引き」を参照）。

イ 本件調査の実施にあたっても、以下のような配慮がなされている。

- (ア) 公開された実施要領において、概要の公表を予定しているが、参加事業者の名称や不利益になる情報は公表しないこと、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては事前に参加事業者へ内容の確認を行うこと、が明記されている。
- (イ) 事業者のアイデアやノウハウを保護するため、サウンディングは、個別に実施されている。

(ウ) 実際に、結果概要の公表にあたっては、各参加事業者の提案内容をそのまま公表することはせず、提案の概要にとどめている。

また、処分庁の説明によれば、あらかじめ各事業者に公表する概要の案を個別に提示し事業者からの意見を反映させたうえで公開している。

ウ 以上のような形で、サウンディング型市場調査においては、事業者の権利利益の保護を図りつつ、サウンディングを意味あるものとすることと、調査の（市民に対する）透明性を確保するという2つの要請の調和を図ろうとしているということができる。

エ すなわち、

(ア) サウンディングによって得られた情報は将来の事業実施条件を決定するための重要な要素であり、参加事業者からその保有する情報をより積極的、より具体的に提示してもらう必要があり、そのためには非公表を前提に実施する必要がある。

また、将来の事業受注を目指す事業者にすれば、サウンディングは自らのアイデアやノウハウがより優れていることを示すよい機会であり、提案内容には事業者にとって極めて重要な情報が記載されている可能性が高い。

そもそも、プレゼンテーションのやり方やそのための資料作成等は、事柄の性質上、それ自体が事業者の独自のノウハウであるといえ、事業者にとって保護されるべき正当な利益であるということができるが、特に事業者の創造的なアイデアや独自のノウハウ等は、知的財産保護の観点から、それ自体として事業者の保護に値する正当な利益ということができる。

(イ) 提案者の提案内容、アイデアやノウハウ等が公表されると、競合する他の事業者がその情報を収集して対抗する措置等が行われ、提案した事業者が競争上不利な地位におかれるおそれがある。

(ウ) サウンディングに参加した民間事業者の名称を公表すると、当該事業に参加事業者が関心を持っていることが明らかになる。また、当該事業者が関心を持っている事業分野やエリア等も明らかになる。これらの情報は、事業者の事業展開戦略にかかる情報であり、公になると事業者の正当な利益を害するおそれがある。

(4) 他方において、事業者から結果概要の公表としてあらかじめ公表する内容について各事業者に確認し了解を得ている情報については、情報公開制度においても公開

することに支障はないということができる。

本審査会における調査・審議において、処分庁は、結果概要の公表にあたり、電子メールで照会し事業者の了解を得た情報すべてではなく、そのうち重要なと思われるものに絞ってホームページ等で公表しており、また、本件請求に際しても、公表した結果概要に基づいて公開・非公開の判断を行っていることが明らかになった。

しかし、本件においては、公開・非公開の判断にあたっては、あくまでも事業者から公表について了解を得た内容に即して公開・非公開の判断をすべきことが適切である。

(5) 小括

ア 以上のことから、処分庁が、本件請求の対象文書のうち、エントリーシート、ヒアリング内容一覧、提案書のそれぞれの一部について、①参加事業者の名称、その他事業者の特定につながる情報、事業者から確認した公開可能な範囲を手がかりにした②法人の事業内容等に関わる情報、③本事業に係わる事業者の具体的な提案内容についての情報を非公開とした判断には、合理性があり、妥当であると認められる。

イ しかし、本審査会において審査したところ、別表2に記載した部分については、①処分時にすでに公開されている情報と同じか同等の内容であると認められ、あるいは、②一般に周知の事実といえ事業者の独自のノウハウが含まれているとは言い難いと認められること、③また、事業者から公開することについて了解が得られていると認められることから、非公開とする理由はなく、条例第7条第2号に該当せず、公開することが妥当である。

ウ なお、本事案は、条例第7条第3号ないし同条第6号に該当する可能性がないでもない。しかし、本審査会としては、条例第7条第2号該当性を理由とすることで対象文書の必要かつ十分な範囲が非公開とされていると考えるところであり、条例第7条第3号ないし同条第6号の適用について改めて立ち入ることはしない。

5 結論

以上のことから、本審査会は、以下のとおり判断する。

- (1) エントリーシート、調査結果の報告のための決裁文書、提案書に関し、処分庁が部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表2に記載した情報については、公開すべきである。
- (2) その他の非公開とした部分については、違法又は不当とはいえない。
- (3) 電子メール及びその添付文書と、追加対話での資料等については、改めて条例所定の各非公開事由該当性を判断のうえ、処分をやり直すべきである。

6 付言

最後に、公開・部分公開処分における理由の提示について、付言しておきたい。

- (1) 審査請求人は、条例第7条第2号の解釈を争っているわけでもなく、また、第2号を適用した具体的な非公開部分の是非を争っているわけでもない。そもそも、審査請求人の不服は、「内容がほとんど非公開のため、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することに該当す

るか判断することができないため、本件処分は、条例第7条第2項の規定に該当するかが不明である」というものであった。

- (2) 確かに、エントリーシート、ヒアリング内容一覧、提案書は大半が非公開で黒塗りされている。そして、本件処分に際し処分庁が公文書部分公開決定通知書に付した理由では、①非公開とする箇所（例えば、「法人名等の法人に関する情報」、「参加事業者名及び意見等の一部」、「法人名等の法人に関する情報及びその提案内容」）及び②条例の根拠条文とその文言の一部、が示されているのみであった。
- (3) 本審査会は、審査請求人の主張するところも、故無しとは言えない、と考える。
- ア そもそも、公文書の部分公開決定通知書にその理由を提示すべきものとしては、非公開理由の有無について、処分庁の判断の慎重と公正・妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、このような理由提示制度の趣旨に鑑みれば、どの程度の理由を提示すべきかについても、どのような事実を基にいかなる具体的な理由・根拠により本件処分がされたのかを審査請求人において十分認識しえるものであることを要する（最高裁平成4年(行ツ)第48号同年12月10日第一小法廷判決・裁判集民事166号773頁等を参照）。
- また、このように処分庁の判断の過程が理由の記載自体から読み取ることができることは、申請者の納得を得ることにも資すると考えられる。
- イ しかるに、本案件についてみると、条例第7条第2号の定める処分要件は極めて抽象的であり、しかも、対象文書の大半が黒塗りされているのである。上記の処分理由からだけでは、いかなる理由・根拠により条例第7条第2号に該当すると判断されたのかを、審査請求人において知ることは困難であるといわざるをえない。
- ウ サウンディング調査という事業の趣旨・目的と、そのため参加した事業者の名称や提案内容等を公にすることになじまないという特性をもつこと等を丁寧に記載あるいは説明等を行えば、審査請求人としても、どうして処分庁が法人等情報（条例第7条第2号）を理由に対象文書のうちのかなりの部分が黒塗りにされたかを、より良く理解することができ、その納得を得ることもできたと思われる。
- (4) 必要かつ十分とされる理由の提示の質・量は、個々の案件に応じて同じではない。
- 本審査会は、処分庁が、決定書に理由の提示欄が設けられている意義を再度自覚し部分公開とするにあたっては、請求した市民が処分庁の判断過程を検証でき、市民の納得が得られるよう、理由の提示を充実させることを強く求めるものである。

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	元関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
三木 麻鈴	弁護士	委員
鈴木 稲弘	人権擁護委員	委員

別表1 非公開とされる文書とその該当箇所

エントリーシート「4事業者からのエントリーシート」		
エントリーシート記入項目	公開・非公開の種別	
法人名(法人ホームページ)	非公開	
所在地	非公開	
(グループの場合)構成法人名	非公開	
サウンディング担当者		
氏名	—	第1号該当
所属企業・部署名	非公開	
E-mail	非公開	
Tel	非公開	
サウンディングの希望日等	—	公開
サウンディング参加予定者		
氏名	—	第1号該当
所属法人名・部署・役職	非公開	

ヒアリング内容一覧「伊丹市立演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査 ヒアリング内容一覧」			
ヒアリング実施日時及び事業者に関する項目		公開・非公開の種別	
日時と場所	—	公開	
参加事業者(○⇒代表)	非公開		
代表事業者業種	結果概要に記載の業種は公開 より具体的な業種は非公開 ホームページアドレスは非公開		
サウンディングの項目と回答		公開・非公開の種別	
①事業のアイデア	独立採算を原則とした事業提案	一部非公開	
	外観意匠の変更に関する希望	非公開	
②事業方式	建物賃貸借の場合の事業開始期間	非公開	
	その他の事業方式に関する提案	一部非公開	
③事業の対象範囲	1Fの用途	非公開	
	1F現喫茶の用途	非公開	
	2Fの用途	非公開	
	3Fの用途	非公開	
	有岡城跡史跡公園の活用の有無		公開

	その他	一部非公開	
④事業期間			公開
⑤にぎわいの創出に資する具体的な取り組み (事業実施の効果(メリット)	実施主体	非公開	
	いつ	非公開	
	どの場所で	非公開	
	提案される具体的な効果	一部非公開	
	リスク分析	非公開	
⑥引き渡しの状態	市へ改修を希望する工事	非公開	
	残置を希望する設備	非公開	
⑦事業期間の収支の見込み	市へ納付可能な想定賃料	非公開	
⑧事業期間満了時の原状回復	希望する与件	非公開	
⑨その他事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮等		非公開	

提案書「3 事業者から提出された提案書」

主な記載項目	公開・非公開の種別	
事業者名や提案内容等	一部非公開	

別表2 公開すべき部分

対象文書	公開すべき箇所
1 「伊丹市立演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査 ヒアリング内容一覧」	<p>10/3 (木) 11:00 実施の参加事業者における①事業のアイデア(独立採算を原則とした事業提案の概要) の欄中の回答</p> <p>10/2 (水) 10:00 実施の参加事業者における③事業の対象範囲について(【必須】1F『現喫茶(約 100 m²)』の用途) の回答</p> <p>答申書「5 結論(3)」に示す電子メールの添付文書(結果の公表にあたって各事業者が公表可能と回答した部分)と同内容の記載がある以下の項目に対する回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③事業の対象範囲について ・⑥引渡しの状態について ・⑦事業期間の収支の見込について ・⑧事業期間満了時の原状回復について ・⑨その他事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮等について
2 A社提案書	<p>14 頁目「03. 活用のポイント考察」の提案説明部分</p> <p>15 頁目「03. 活用のポイント考察」における「飲食店の誘致」に関する提案説明の一部</p>
3 B社提案書	<p>8 頁目の 3 行目、4 行目及び 7 行目のうち、イベント等に関する提案説明の一部</p> <p>9 頁目の 4 行目～6 行目及び 8 行目～9 行目のうち、にぎわいの創出に資する具体的な取り組みとしてヒアリング内容一覧にて公開されている提案説明の一部</p>
4 C社提案書	<p>7 頁目の 6 行目、7 行目の提案説明の一部及び 11 行目、12 行目の提案説明の一部</p>